

無電柱化特集！



目黒区議会議員
小林かなこ

歩道のバリアフリー化へ、道路法が改正！ 2018.3.30

- 下の写真をご覧ください。左の写真は国土交通省HPからですが、子供たちが歩道の電柱を避けるため車道へ出てしまっています。右の2枚の写真は、歩道の真ん中に電柱があるため、歩行者や自転車が擦れ違えず、電柱が歩行・通行の支障になっています。



- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、駅など公共施設だけでなく、道路のバリアフリー化の推進が求められています。中でも特に、幅員が狭い歩道の電柱等が歩行者や車いすの安全・円滑な通行を阻害しているため、この状況などを解消すべく、**平成30年3月30日に道路法が改正**されました。
- 歩道の電柱は、電力会社やNTTが道路法上の占用許可を取得して建っています。今回の改正により、**「幅員が著しく狭い歩道」について、道路管理者が電柱の占用を禁止・制限**できるようになりました。

新道路法第37条

道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路(第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。)の**占用を禁止し、又は制限することができる。**

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 **幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るため特に必要があると認める場合**
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

- たとえば、区道の道路管理者である区長が、電力会社やNTTに対して、現在は認めている電柱の道路占用を認めないことが可能となります。そうすると、電力会社やNTTは歩道に電柱を建てることができなくなり、歩道から電柱を抜かなければなりません。国土交通省は、現在有効な占用許可を取り消すといった強硬手段ではなく、現在の占用許可の有効期間(通常は10年間)が切れた電柱の占用許可更新を認めない形で無電柱化を進めていくつもりで、詳細について通達を出す方向で調整しています。

○ ただし、この法律の**実効性には一つの課題**があります。それは、無電柱化しても、電力供給のために**地上にはトランスボックスが必要**ということです。狭い歩道に右の写真のようなトランスボックスが設置されれば、電柱以上に歩行・通行の支障になってしまいます。このため、歩道に隣接している店舗や住宅などの敷地にトランスボックスを入れる必要がありますが、自分の土地に入れることを嫌がる人は多いでしょう。これを打開するためには、**行政、事業者に地元の方々を加えた三者が一体となって**、歩道の無電柱化を話し合っ進めていく必要があります。



国の無電柱化推進計画が策定！ 2018.4.6

平成30年4月6日、ようやく、無電柱化法で義務付けられた国の「無電柱化推進計画」が策定・公表されました。概要は国土交通省HP(http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_21.html)によくまとまっているものがありますので、そちらをご覧ください。

ここでは、私が特に重要だと感じた2点をご紹介します。

1点目は、「**優先的に無電柱化する対象道路とその数値目標**」が定められたことです。

	(現在)	(2020年度)
① 防災		
・都市部（D I D）内の第1次緊急輸送道路	34%	42%
② 安全・円滑な交通確保		
・バリアフリー化の必要な特定道路	15%	51%
③ 景観形成・観光振興		
・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路	37%	79%
・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路	26%	74%
・景観法に基づく景観地区等を代表する道路	56%	70%
④ オリンピック・パラリンピック関連		
・センター・コア・エリア内の幹線道路	92%	完了



特に、早急に無電柱化を推進するとされたのが、「**緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路**」です。

→ 私の住む地域を始め、目黒区には木造住宅密集地域が数多く存在します。これまでも**防災力向上のため木密地域の無電柱化が最優先**と区議会で主張し続けてきましたが、国の計画で明定されたので、目黒区でもそれに沿った計画とするよう、引き続き区議会で要望して参ります！

2点目は、「**地元協議会等を設置する**」と定められたことです。

低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、工事時期等の調整、地上機器の設置場所、引込設備の集約化等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、地方公共団体、電線管理者による地元協議会等を設置する。

→ 無電柱化のために最も重要なことは、「予算」と「**すべての関係者が協力すること**」です。防災力向上のため木密地域を無電柱化する場合、トランスボックスを道路上に設置すると避難や救助等の支障になるので、民地に入れる必要があります。しかし、誰もが必要な設備であると思うものの、自分の所には入れないでほしいと言ってしまうと、無電柱化は頓挫してしまいます。

このため、地元の合意形成の円滑化のため、地元関係者との協議会設置は、無電柱化の推進にとって非常に有用であり、この点を国の計画で明確にしたことは、後続の都道府県・区市町村の無電柱化計画でも同様の内容が明記されるインセンティブとなるため、大変意義があります。